

# 情報公開条例

## 12月1日から施行 現行を全面的見直し

市では、12月1日「情報公開条例」を施行します。情報公開制度は、市が持っている各種の情報を広く市民のみなさんに公開するものです。同条例は、これを一層進めて市政への理解と信頼を深めていただくことを目的として、これまでの「海老名市公文書公開条例」を全面的に見直し、新たに「情報公開条例」としたものです。

### ◆制定への経過

昭和63年4月から「海老名市公文書公開条例」を施行し、今年3月までに406件の公文書公開の請求がありました。しかし、施行後14年が経過し、また平成12年4月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)が施行されるなど、情報公開を取り巻く状況は大きく変化していることから、新

### ◆新しい条例の概要

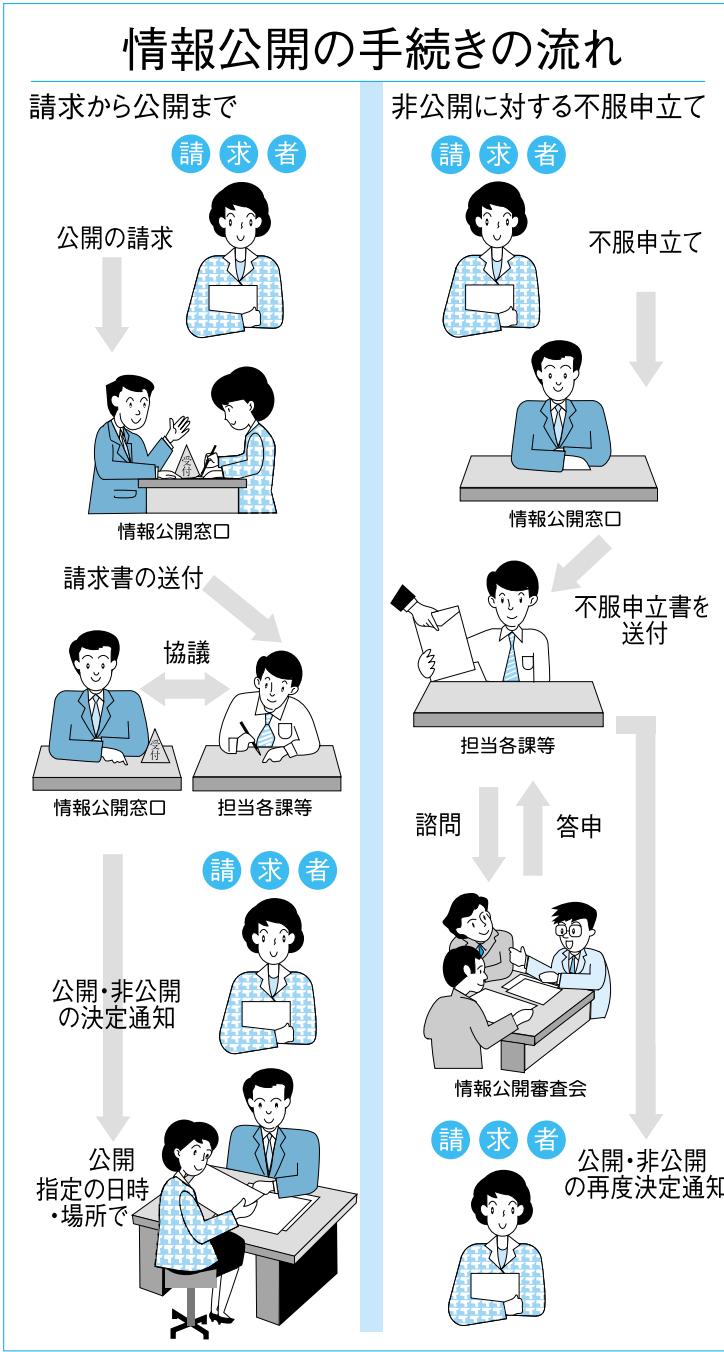
12月から施行される「海老名市情報公開条例」の概要は次のとおりです。  
(1) 公開を実施する機関  
市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会

### ◆実施機関が保有する文書・図面電磁的記録(コンピュータに記録されたものなど)

(4) 公開できない行政文書  
行政文書は原則として公開しませんが、ただし、個人情報などの情報が公開できない情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別できる情報で、法人、その他の団体に関する情報で、公開により、その法人などの正当な利益を害するおそれがある情報  
(3) 審議、検討、協議に関する情報で、公開により市民に混乱を生じさせるおそれのある情報  
(4) 公にすることにより、市の

### ◆事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報

(5) 公にすることにより、人の生命、財産などの保護、犯罪の予防、公共の安全確保などに支障を及ぼすおそれのある情報  
(6) 法令などの定めにより、公にできないと認められる情報  
(5) 救済制度(不服申し立て) 請求者は、公開請求に対する決定に不服がある場合に、実施機関に対して行政不服審査法に基づき不服申し立てをすることができます。実施機関は学識経験者などによる「海老名市情報公開審査会」に諮問して、同審査会の答申を尊重して、申し立てに対する決定を行います。



## 14日以内に決定へ 文書法制課が 請求・相談窓口

### ◆公開請求の方法

(1) 公開窓口  
公開請求や相談は、文書法制課(市役所3階)で受け付けます。  
(2) 請求の方法  
所定の用紙(文書法制課にあります)に必要事項を記入して窓口へ提出してください。郵送による請求もできますが、事前

に、請求しようとする行政文書を管理している所管課、または文書法制課にご相談ください。  
(3) 公開・非公開の決定  
① 決定は、請求日の翌日から起算して14日以内に行い、結果は文書でお知らせします。  
② 公開の場合はその日時・場所を、非公開の場合は理由を併せてお知らせします。

③ 事務処理上困難な場合などは決定に要する日数を、60日を限度に延長することがあります。  
(4) 公開の方法  
お知らせした日時・場所で行った文書の閲覧や視聴をするか、写しの交付を受けてください。  
(5) 費用

◆情報請求と使用は適正に  
行政文書の公開を請求する方は、条例の目的に沿った適正な請求に努め、公開によって得た情報は、適正に使用していただくようお願いいたします。

閲覧・視聴は無料です。写しの交付を受ける場合は実費(A3判まで1枚10円)を、郵送希望の場合は郵送料も必要です。  
問 文書法制課(内313)

【表①】災害見舞金支給額

区 分	支給額	
	主として生計を維持していた方	その他の方
火災および風水害による死亡	1,500,000円	750,000円
	6歳未満	90,000円
交通事故による死亡	6歳以上20歳未満	180,000円
	20歳以上	270,000円
傷害見舞金	入院5日未満	5,000円
	6日以上入院したとき	1日に付き1,500円(上限75,000円)

【表②】罹災見舞金支給額

災害の区分	見舞金の額	
	単身世帯	2人以上世帯
全焼・全壊・流失	30,000円	50,000円
半焼・半壊	20,000円	30,000円
床上浸水	10,000円	20,000円

## ご利用ください

## 災害・罹災見舞金制度

市では、「ひとり親家庭への医療費助成制度」を設けています。これは、ひとり親家庭などの人に「福祉医療証」を交付し、病院等で受診したときに支払う健康保険の自己負担額(入院時食事の標準負担額は除く)を市が助成するものです。  
▽対象 次のいずれかに該当する父・母・養育者と児童です。  
① 父母が離婚している母子・父子家庭 ② 父または母が死亡している母子・父子家庭 ③ 父または母が生死不明(海難事故・遭難など)の母子・父子家庭 ④ 父または母が引き続き1年以上遺棄している母子・父子家庭 ⑤ 父または母が法令により1年以上拘禁されている母子・父子家庭 ⑥ 父または母が、重度の障害者である家庭 ⑦ 未婚の母の家庭(父が認知し、養育している家庭を除く) ⑧ 父母が死亡した児童を養育している養育者家庭(里親の家庭は除く)  
⑨ 父母が養育しない児童を養育している養育者家庭(里親の家庭は除く) ※なお、児童を養育している方と扶養義務者の方に、一定の所得制限があります。  
▽助成期間 養育される児童が満18歳になった日以降の最初の3月31日まで。ただし、養育される児童が一定の障害者の場合は、20歳の誕生日の前日まで。また、養育される児童が満18歳になった日以降の最初の3月31日を越えて学校教育法に規定する高等学校などに在学しているときは、20歳の誕生日の前日までを限度に、在学期間中助成します。  
▽必要書類と手続き方法  
(1) 必要書類 ▼児童扶養手当の支給を受けている方: 健康保険証・児童扶養手当証書(手元がない場合は、窓口でお申し出ください) ▼児童扶養手当の支給を受けていない方: 状況により必要書類が異なりますので、窓口にお越しになる前に電話でお問い合わせください。  
▽必要書類と手続き方法  
(1) 必要書類 ① 有効期限が今年12月31日までの福祉医療証 ② 健康保険証 ③ あなたとあなたの扶養義務者(同居している父母兄弟など)の平成13年分の所得を証明する書類。ただし、今年1月1日現在市内に住んでいた方は必要ありません。  
(2) 手続き方法 必要書類を持参のうえ、11月29日(金)までに児童福祉課窓口へお越しください。新しい「福祉医療証」は12月下旬に郵送します。  
● 児童福祉課(内458)。  
お問い合わせてください。  
(2) 手続き方法 児童福祉課の窓口へ必要書類を持参のうえ申請してください。該当すると認められる方に「福祉医療証」を交付します。  
◆ 現在お持ちの方  
11月中に現況届の提出を  
なお、現在「福祉医療証」の交付を受けている方は、有効期限が12月31日となっています。来年1月1日以降有効の「福祉医療証」の交付には、「現況届」が必要です。  
▽必要書類と手続き方法  
(1) 必要書類 ① 有効期限が今年12月31日までの福祉医療証 ② 健康保険証 ③ あなたとあなたの扶養義務者(同居している父母兄弟など)の平成13年分の所得を証明する書類。ただし、今年1月1日現在市内に住んでいた方は必要ありません。  
(2) 手続き方法 必要書類を持参のうえ、11月29日(金)までに児童福祉課窓口へお越しください。新しい「福祉医療証」は12月下旬に郵送します。  
● 児童福祉課(内458)。  
お問い合わせてください。  
(2) 手続き方法 児童福祉課の窓口へ必要書類を持参のうえ申請してください。該当すると認められる方に「福祉医療証」を交付します。

● 罹災見舞金支給制度  
また、市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録している方が市内で発生した災害に遭った場合には、罹災見舞金を支給しています。支給額は「表②」とおりです。  
● いずれも福祉課(内44)。